



＜ワクチン接種予約・変更のお問い合わせ＞ ☎ 0570 - 080188 (祝日を除く月曜～金曜日 午前9時～午後5時)

## 八街市コロナワクチン対策チームからのお知らせ

### 小児用新型コロナワクチン接種のお知らせ

5歳～11歳の子どもを対象に小児用ファイザー社ワクチンを使用した新型コロナワクチン接種が始まります。

接種対象となるご家庭には3月上旬より接種券を発送しています。小児用ワクチンを接種することについては、お子さんと保護者の方でよく話し合い、効果・副反応などを十分に理解した上で、接種するかご検討ください。

接種する際の予約方法などは、医療機関により異なりますので、接種券に同封している案内文をご確認ください。

小児用ワクチンの供給量に限りがありますので、予約する際は、混雑が予想されます。

また、貴重な小児用ワクチンを無駄なく使うため、当日キャンセルが出た際に急な連絡でも接種を受けていただける「小児用ファイザー使いきり隊」の登録も募集しています。

### 追加接種（3回目）のお知らせ

#### お手元の接種券を事前に確認しましょう

接種券の封筒がお手元に届きましたら、必ず開封し中身を確認しましょう。

日時指定票（オレンジの用紙）が同封されている方は、記載されている日時・会場で予約をしています。追加接種を希望しない方や指定された日時では都合がつかない方、他の医療機関ですでに予約されている方は、コールセンターまたは予約システムで予約のキャンセル・変更をお願いします。

#### 接種日当日の持ち物を確認しましょう

接種する際に必要なものは、次のとおりです。忘れずに接種会場にお持ちください。

- ・追加接種（3回目）の接種券に同封しているすべての書類

・マイナンバーカード・健康保険証など本人確認ができる書類

※当日は、肩が出しやすい服装でお越しください。（前開きのジャージ、カーディガンなど脱ぎ着しやすい服装の下に半袖の肌着・Tシャツなど）  
※自宅で検温し、発熱や体調不良がないことを確認してください。

### ＜八街市ワクチン接種予約システム＞

<https://v-yoyaku.jp/122301-yachimata>

### ＜コロナワクチンコールセンター＞

予約や予約のキャンセル・変更に関すること

☎ 0570 - 080188

接種に関すること

☎ 0508 - 892 - 5271

（祝日を除く月曜～金曜日 午前9時～午後5時）

### 新型コロナワクチン接種状況【2月28日現在】

接種回数	接種対象人数	接種人数（接種率）
1・2回目接種	64,984人	55,749人（85.7%）
3回目接種	60,093人	5,985人（10.0%）

※接種対象人数の1・2回目接種は、令和3年4月1日時点、3回目接種は令和3年12月1日を基準にしています。

※接種者数はワクチン接種記録システム（VRS）データに基づく人数です。

### 今後の新型コロナワクチン接種計画

接種計画	接種見込み人数（日時指定・接種可能の方を含む）
令和4年3月末	15,500人（3回目接種対象者の約25%）
令和4年4月末	28,000人（3回目接種対象者の約46%）

☎ コロナワクチン対策チーム ☎ 312-2635

## 通学路の安全対策をしています

市では、昨年の朝陽小児童が被害にあった事故を受け、小学校通学路の緊急一斉点検を実施しました。

今後、継続して対策や事業を進めていきます。今回の事故を受けて4人の方（法人を含む）から、206万円の寄付をいただきました。改めてお礼申し上げます。

子どもたちの安全対策  
学校教育課  
☎ 443・1446

道路の安全対策  
道路河川課  
☎ 443・1420

交通安全対策  
防災課  
☎ 443・1119

寄付金関係  
企画政策課  
☎ 443・1114

## 市独自の子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症が長期化して、その影響がさまざまな人々に及ぶ中、八街市では、所得制限により国の臨時特別給付金を支給することができなかつた18歳までのお子さんがいる子育て世帯などに対し、市独自事業の「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給し、すべてのお子さんを支援します。

② 令和4年4月1日生まれのお子さんの世帯  
給付金額  
子ども1人あたり10万円

申請方法  
支給対象の方には、事前に申請書を送付していますので、必要事項を記入して子育て支援課で申請をしてください。

申請期限  
① 3月18日（金）  
② 4月28日（木）

① 令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）の際に、所得制限により給付金が受けられない世帯

① 令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）の際に、所得制限により給付金が受けられない世帯

① 令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）の際に、所得制限により給付金が受けられない世帯

① 令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）の際に、所得制限により給付金が受けられない世帯

☎ 443・1693

記号の見方

日時

会場

内容

対象

定員

費用

申し込み

締め切り

持ち物

お問い合わせ

FAX

444・0815



記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

TEL 444-0815

### 図書館からのお知らせ

おはなし会ボランティア募集 移動します。

活動期間 4月1日～令和5年3月31日

利用できる方

活動場所 図書館  
活動内容 土曜日午後に開催するおはなし会の素話の語りと補助

応募資格 18歳以上の市内在住・在勤の方で、毎月第1水曜日午前の打ち合わせ・リハーサルに参加できる方

#### 応募方法

図書館カウンターで申込書を記入し提出してください。

#### 電子図書館サービス

##### ご利用ください

電子図書館は、パソコン、スマートフォンなどから、いつでも、どこでも電子書籍が利用できるサービスで、文字の拡大や音声読み上げなどの便利な機能を備えています。

### 地域力向上スクールを延期します

広報やちまた2月1日号に掲載しました「地域力向上スクール」は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、4月以降に延期しました。なお、3月26日(土)午後2時

### 八街市学校給食用物資納入業者を募集

市では、令和4・5年度に学校給食用の食料物資の納入業者を募集しています。

食材を学校給食センターへ納入するには、事業者登録が必要となります。新たに登録を希望する事業者の方は、事前に学校給食センターへお問い合わせください。

#### 登録申請期間

(土曜・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後4時

#### 登録申請受付場所

学校給食センター

#### 対象品目

青果物・食肉類・魚介類・もやし・鶏卵・豆腐類・こんにゃく・水産練り製品・麺類・乾物・調味料・乳製品・缶詰・冷凍食品

### 水道の届け出は忘れずに

水道水は、毎日の暮らしに欠かせないものです。新たに水道を使用するときや、水道の使用をやめるときは、ヴェオリア・ジェネッツ(株)八街営業所(☎443・5595)にご連絡ください。

#### 給水の申し込み

・引っ越してきたとき  
・家を新築したとき  
・アパートなど(借家)に入居したとき

#### 給水の中止

・引っ越していくとき  
※水道料金の精算を忘れずに

油脂類・小麦製品(加工品含む)・豆類・その他

申請書類 ①学校給食用物資納入業者登録申請書

②市税の納税証明書原本 (令和3年度分・市内業者に限る)

③食品営業許可書のコピー (保健所)

④食品衛生監視票(保健所) ※食品衛生監視票の提出が必要な事業所は、食肉類・魚介類・豆腐類・こんにゃく・麺類・水産練り製品・しょうゆ・みそ・冷凍食品・乳製品の取扱業者です。

※青果物のみ納入を希望する場合は、③④は不要です。

☎444・1181 学校給食センター

長い間水道をお使いにならないとき

名義変更 使用者または所有者の名義が変わるとき

☎443・0677 水道課

### 春のノルディック・ウォークでわが町・八街を歩こう

生活習慣病・介護予防、リハビリなど健康に関するさまざまな効果・効能が認められてきたノルディック・ウォークを桜の季節に行います。

4月2日(土)(雨天中止) 午前8時45分～(約3時間) 受付 午前8時30分

※雨天など当日のお問い合わせは、午前7時45分からスポーツ振興課にお願いします。

集合場所 スポーツプラザコース(往復約6・6km) スポーツプラザから用草・根古谷地区の桜の名所

原則、市内在住・在勤・在学の方

定員 30人(先着順)

#### ゆうゆうのすこやか運動教室 その3

4月7日(木)・21日(木)・5月5日(木)・19日(木)・6月2日(木)・16日(木)

各日午前10時～11時30分

場 老人福祉センターゆうゆう

内容 介護予防リーダーによる健康体操、レクリエーション、脳トレなど

☎443・5211 老人福祉センターゆうゆう

### 介護保険要介護認定などを申請する際のお知らせ

介護保険サービスを利用できるのは、市に要支援・要介護状態であると認定を受けた方です。認定を受けるには、「介護保険要介護・要支援認定申請書」を高齢者福祉課に提出する必要があります。4月1日(金)から「介護保険要介護・

要支援認定申請書」の記載事項に医療保険被保険者番号などが追加されます。申請する場合は、「介護保険被保険者証」と「医療保険被保険者証」をお持ちください。 ☎443・1491 高齢者福祉課

水道の届け出は忘れずに連絡を





みんなの広場

お知らせ

令和4年度の国民年金保険料  
学生納付特例制度のお知らせ

学生納付特例制度を利用して、令和3年度の国民年金保険料納付を猶予されており、令和4年度も引き続き在学予定の方は、3月末に基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付します。令和4年度も同じ学校に在学される方は、送付したはがきに必要事項を記入し返送することで、令和4年度の申請ができます。その際、在学証明書または学生証のコピーの添付は不要です。なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、国民年金保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

☎ 212・8621

成年年齢引下げに伴う  
新成人の消費者トラブルに  
ご注意ください

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、

自分の意思で契約ができ、18歳になればローンを組めるようになりますが、未成年者が親権者の同意なしで結んだ契約が無効にできる「未成年者取消権」による取り消しができなくなります。若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

問い合わせ先

契約や買い物で「困ったな」と思ったら

消費者ホットライン 188

貸金業に関すること

・日本貸金業協会貸金業

相談・紛争解決センター

☎ 0570・0511・051

・関東財務局千葉財務事務所

理財課

☎ 251・7214

警察への相談は

☎ #9110



児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当制度をご存知ですか

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

児童扶養手当を受給するためには、子育て支援課への申請が必要です。

受給資格者

①～⑨のいずれかにあてはまる児童を監護している母（父）または父母にかわってその児童を養育している方（祖父母など）が対象となります。

対象期間は、児童が18歳に達する日以後の年度末までですが、児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日が属する月までとなります。

支給要件

- ①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
  - ②父または母が死亡した児童
  - ③父または母が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
  - ④父または母の生死が明らかでない児童
  - ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
  - ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑧未婚の母の児童
  - ⑨その他、生まれたときの事情が不明である児童
- ※この手当には所得による支給制限があるほか、受給期間が5年を経過している方のうち就業意欲が見られない方などは、支給額の2分の1が支給停止となります。

4月から児童扶養手当などが改定されます

児童扶養手当や特別児童扶養手当など福祉に関する各種手当は、物価の変動に応じて額を改定する物価スライド制がとられています。

前年の全国消費者物価指数が対前年比△0.2%ですので、令和4年4月分以降の児童扶養手額が0.2%の引き下げとなります。

令和4年度児童扶養手当・特別児童扶養手当な

どの改定は次のとおりです。（ ）は、前年度と比較した差額です。

児童扶養手当額（月額）

〈本体額〉

全部支給 43,070円(△90円)

一部支給 43,060円(△90円)～10,160円(△20円)

〈第2子加算額〉

全部支給 10,170円(△20円)

一部支給 10,160円(△20円)～5,090円(△10円)

〈第3子以降加算額〉

全部支給 6,100円(△10円)

※一部支給額は所得に応じて決定されます。

☎ 子育て支援課 443-1693

特別児童扶養手当など（月額）

特別児童扶養手当（1級） 52,400円(△100円)

特別児童扶養手当（2級） 34,900円(△70円)

特別障害者手当 27,300円(△50円)

障害児福祉手当 14,850円(△30円)

☎ 障がい福祉課 443-1649

「児童扶養手当」と「公的年金等」の両方を

受給する場合は、手続きが必要です

遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金等を受け取っている場合は、児童扶養手当額の全部または一部を受給することはできません。

障害年金以外の年金を受給している方

障害年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等を受給していない方）は、公的年金等の額が児童扶養手当額よりも下回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

障害年金を受給している方

障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

公的年金等を新たに受給する方

子育て支援課に次の必要書類を提出してください。

- ・公的年金給付等受給状況届
  - ・公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）など
- 公的年金等を過去にさかのぼって給付される場合や、公的年金などを受給していて、子育て支援課への手続きが遅れた場合は、過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合がありますので、手続きは早めに行いましょう。

☎ 子育て支援課 443-1693

記号の見方

日時

会場

内容

対象

定員

費用

申し込み

締め切り

持ち物

問い合わせ

問

問

問

問

問

問

問

問

問

問

問



安全・安心な市民生活を応援  
八街市消費生活センター  
迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を

健康食品などの「定期購入」のトラブル

★相談事例1

スマホのアプリに「お試し500円」と美白ファンデーションの広告が表示され、販売サイトにアクセスして注文した。数日後、頼んでいないのに同じ商品が2個届いた。販売業者にメールで確認すると「あなたの注文したコースでは、お試し品を含め全部で4回、総額25000円を払った後でない」と解約はできない」という返信がきた。

★相談事例2

動画広告を見て「初回500円」という定期購入のダイレクトサブリを申し込んだ。2回目からは5000円と高くなるが、いつでも解約できると書いてあり、すぐ解約すればいいと思っていった。しかし、解約しようとした電話を何度かけてもつながらない。

＜相談員のアドバイス＞

定期購入の販売サイトでは、低価格であることが強調されている一方で、契約条件や解約方法などの表示が小さかったり、販売サイトとは別のリンク先に書かれていたりして、契約内容を認識しづらくなっています。また、申し込みの最終確認画面に購入回数や支払総額などが表示されておらず、定期購入であるという認識がないまま申し込んでしまったケースがみられます。定期購入だと分かっても「いつでも解約可能」と書いてあったのに電話が繋がらない、解約方法が電話やメッセージアプリに限定されており解約手続きがうまくできない、といったトラブルが起きています。通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。商品の注文前に定期購入が条件となっていないか、支払う総額がいくらか、解約・返品の方法と条件をよく確認しましょう。販売サイトや申し込みの最終確認画面を印刷する、スクリーンショットを撮るなど、契約内容を記録しておきましょう。

※「相談員のアドバイス」は、相談事例のほかに、類似した相談のアドバイスも掲載しています。  
消費生活センターからのお願い  
は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まずは電話でのご相談をお願いします。  
消費生活センター  
☎ 443・9299  
月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前9時～正午・午後1時～4時  
☎ 443・1405  
☎ 443・1405  
☎ 443・1405  
☎ 443・1405

まちのわだい

善意に対して感謝状を贈呈しました

本市に寄付や施設へ備品寄贈などのご貢献をいただいた方や法人、団体および事業者の方に対し、感謝の意を表するため八街市長より感謝状を贈呈しました。

寄付、寄贈品につきましては、大切に活用させていただきます。  
ありがとうございました。

- |                         |                              |
|-------------------------|------------------------------|
| <b>【市施設への備品寄贈】</b>      | (敬称略)                        |
| 株式会社八光電気工業              | 掛け時計3台                       |
| 株式会社マルトシ                | 遊具一式(卓球台・平均台・輪投げなど)          |
| 八街少年院                   | 八街少年院制作の職業指導製品274点           |
| 八街ロータリークラブ              | 掛け時計1台・空気活性化装置1台             |
| <b>【新型コロナウイルス感染症対策】</b> |                              |
| 内山 昭夫 株式会社              | フェイスシールド100枚                 |
| カーライフナビ 有限会社日見興産        | 抗原検査キット300セット                |
| <b>【教育・子供支援】</b>        | 現金10万円                       |
| 一般財団法人 藤本武弘育英会          | 書籍・教材・楽器(110万円相当)            |
| 竹村電気工事 株式会社             | 現金10万円(八十二銀行地方創生SDGs応援私募債利用) |
| <b>【交通安全対策】</b>         |                              |
| エコグリーングループ 東関リサイクル株式会社  | 現金100万円                      |
| <b>【落花生の郷やちまた応援寄附金】</b> |                              |
| 青野 茂 株式会社               | 現金 70万円                      |
| 内山アドバンス                 | 現金100万円                      |
| 細谷 岩男                   | 現金 10万円                      |

※本人などの希望により掲載していない方もいます。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と地方創生に関する連携協定を締結



北村市長 千葉地域担当 田中理事

2月21日(月)に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と地方創生に関する連携協定を締結しました。

相互に密接に連携して取り組む項目(地域・暮らしの安全安心に関すること、防災・災害対策に関すること、SDGsの啓発に関することなど)を定め、地方創生の実現に向け、連携・協力して事業を進めてまいります。

防災行政無線が聞こえにくいときにご利用ください

フリーダイヤルサービス

防災行政無線で放送した内容が聞けます。☎0120-609-119

やちまたメール配信サービス

防災行政無線、気象情報、防犯情報、各種講座・イベント情報などを電子メールで配信します。登録方法は、QRコードを読み取ってください。

